

## 8.5 その他

### 8.5.1 概要

前節までに述べた費用の他に、教育システムの運用、実用システムの開発および運用に伴って発生する費用として、下記のものと考えられる。

(1) MT、フロッピーディスク、コーディングシート等の消耗品費用

(2) MT、フロッピーディスク、マニュアル等を収納する為のキャビネット等の備品費用

本節では、上記の費用を開発時に必要になるものと、運用時に必要になるものとに分けて検討する。

### 8.5.2 教育システムの運用に伴う費用

教育システムの運用に伴う費用は、次の2種類に分けることができる。

(a) プログラム実習に伴う費用

(b) 管理用の備品費用

(1) プログラム実習に伴う費用

ここでは、教育システムを用いてプログラム実習を行う場合に必要となる主な消耗品について考える。プログラム実習において必要となる消耗品の量は、実習で作成するプログラムの規模によって異なるが、概ね、その規模を100KS/年とする。各消耗品の使用の割合は次の通りである。

(a) コーディングシート : 1冊/KS

(b) フロッピーディスク : 0.08枚/KS

(c) フォームシート

① ラインプリンタ用 : 0.5箱/KS(2,000枚/箱)

② 漢字プリンタ用 : 0.5箱/KS( " )

③ コンソールプリンタ用 : 0.5箱/KS( " )

(d) MT : 固定的に20巻

(e) インクリボン : 1本/10箱(フォームシート)

(f) 全消耗品について20%の余裕を見込む。

以上の条件の下で、必要となる消耗品の費用を算出すると表8.12のようになる。

表 8.12 プログラム実習に伴う費用

項番	項 目	単 価 (千円)	数 量	運用費用 (千円/年)	
1	コーディングシート	0.23	120 冊	27.6	
2	フロッピーディスク	2.7	10 枚	27.0	
3	フ ォ ー ム シ ー ト	ラインプリンタ用	3.8	60 箱	228.0
4		漢字プリンタ用	4.0	60 箱	240.0
5		コンソールプリンタ用	3.8	60 箱	228.0
6	MT	6.2	24 巻	148.8	
7	インクリボン	2.0	18 本	36.0	
合 計				935.4	

但し、表 8.12 に記した消耗品のうち、フロッピーディスクおよびMTは、これが消耗または破損した場合に、その分のみ補充することが必要である。

(2) 管理用の備品費用

整備を要する備品には、フロッピーディスク、MT等の保管用キャビネット等があり、その費用は、表 8.13 のようになる。

表 8.13 教育システム備品費用

項番	項 目	単 価 (千円)	数 量	初期費用 (千円)
1	フロッピーディスクキャビネット	22.0	1	22.0
2	MTキャビネット	32.3	1	32.3
3	ドキュメントキャビネット	80.0	1	80.0
合 計				134.3

キャビネット等の備品は、これが不足してきた場合に、随時、購入すればよい。

8.5.3 実用システムの開発・運用に伴う費用

(1) ユーザプログラムの開発に伴う費用

ここでは、ユーザプログラムの開発時に必要となる主な消耗品の費用について考える。第1期システムで開発を要するユーザプログラムの規模は150KS程度である。また、各消耗品の使用の割合は、次のように設定する。

- (a) コーディングシート、フロッピーディスク、インクリボンおよびコンソールのフォームシートについては、8.5.2項と同様とする。

- (b) フォームシート(漢字プリンタ用)：1箱/KS(2,000枚/箱)
- (c) フォームシート(端末プリンタ用)：0.1箱/KS(2,000枚/箱)
- (d) MT：固定的に40巻とする。
- (e) トナー：1袋/15箱(漢字プリンタ用紙)
- (f) コンピュータファイル(プログラム用)：1冊/10KS
- (g) コンピュータファイル(コンソールシート用)：4冊/箱(フォームシート)
- (h) ドキュメントファイル：1冊/10KS
- (i) 全消耗品について20%の余裕を見込む。

以上の条件の下で、ユーザプログラム開発で必要となる消耗品に関わる費用を見積ると表8.14のようになる。

表 8.14 ユーザプログラムの開発に伴う費用

項番	項 目		単 価 (千円)	数 量	初期費用 (千円)
1	コーディングシート		0.23	180 冊	41.4
2	フロッピーディスク		2.7	15 枚	40.5
3	フ ォ ー ム シ ー ト	漢字プリンタ用	4.0	180 箱	720.0
4		コンソールプリンタ用	3.8	60 箱	228.0
5		端末プリンタ用	3.8	18 箱	68.4
6	MT		6.2	48 巻	297.6
7	ト ナ ー		14.2	12 袋	170.4
8	イ ン ク リ ボ ン		1.9	8 本	15.2
9	コンピュータファイル		0.8	240 冊	192.0
10	ドキュメントファイル		1.0	18 冊	18.0
合 計					1,791.5

(2) 実用システムの運用に伴う費用

特許情報検索システムの第1期システムの運用に伴って発生する費用は、次の3つに分けることができる。

- ① ユーザプログラムの保守に伴う費用
- ② システムの利用、データエントリに伴う消耗品費用
- ③ 管理用の備品費用

しかし、ユーザプログラムの保守に伴う費用については、ここでは見積の対象外とする。

(a) システムの利用、データエントリに伴う消耗品費用

各消耗品の使用の割合は、次のように設定する。

- ① データ入力用のフロッピーディスクは、2枚/交代・台とする。
- ② MTは磁気ディスクのバックアップ用(3世代まで)に24巻/台、データ蓄積作業用に50巻程度必要とする。
- ③ フォームシート(コンソールプリンタ用): 1箱/週
- ④ フォームシート(端末プリンタ用) : 4箱/週
- ⑤ フォームシート(漢字プリンタ用) : 2箱/週
- ⑥ インクリボン: 1本/10箱
- ⑦ トナー : 1袋/15箱
- ⑧ コンピュータファイル(コンソールシート用): 4冊/箱
- ⑨ ドキュメントファイル(各種管理台帳用): 30冊/年
- ⑩ 全消耗品について20%の余裕を見込む。

以上の条件にもとづいて、運用時の消耗品費用を見積ると表8.15のようになる。

表 8.15 運用時の消耗品費用

項番	項 目	単 価 (千円)	数 量	運用費用 (千円/年)	
1	フロッピーディスク	2.7	555枚	1,498.5	
2	フ ォ ー ム シ ー ト	漢字プリンタ用	4.0	120箱	480.0
3		コンソールプリンタ用	3.8	60箱	228.0
4		端末プリンタ用	3.8	240箱	912.0
5	MT	6.2	233巻	1,444.6	
6	ト ナ ー	14.2	8袋	113.6	
7	イ ン ク リ ボ ン	1.9	30本	57.0	
8	コ ン ピ ュ ー タ ファ イ ル	0.8	240冊	192.0	
9	ド キ ュ メ ン ト ファ イ ル	1.0	36冊	36.0	
合 計				4,961.7	

実用システムの運用に伴う消耗品についても教育システムと同様に、フロッピーディスク、MT、ファイルは、それが消耗または破損等によって使用できなくなった段階で補充する必要がある。

(b) 管理用の備品費用

整備を要する備品には、ユーザプログラムの開発やシステムの運用で使用するフロッピーディスク、MT等の二次記憶媒体やドキュメント類の保管用キャビネット等がある。備品の整備に必要な費用は、表8.14、表8.15から見積ると、表8.16のようになる。

表 8.16 実用システム備品費用

項番	項 目	単 価 (千円)	数 量 (台)	初期費用 (千円)
1	フロッピーディスクキャビネット	36.9	10	369.0
2	M T キャ ビ ネ ッ ト	105.0	3	315.0
3	ドキュメントキャビネット	80.0	6	480.0
4	M T 運 搬 車	50.0	2	100.0
合 計				1,264.0

実用システムの備品についても教育システムと同様に、それが不足した段階で随時購入する必要がある。



## 第9章 結論および提言





## 第9章 結論および提言

以上に述べた特許情報検索システムの構築は、中国專利局における特許出願の審査業務の効率化および中国国内の公衆に対する特許情報の利用普及を通じて、中国特許行政の近代化および中国国内の技術開発の促進という点から、これを行う必要がある。

しかし、現在の中国專利局においては、特許情報検索システムの構築・運用基盤となる下部構造をはじめとする組織、要員、資料（データ）管理体制およびコンピュータシステムを利用した審査、公衆サービス業務の体制等の整備が、十分とはいえない状況にある。そこで、コンピュータシステムを有効に活用し、中国特許行政近代化および技術開発の促進の為に十分に機能する特許情報検索システムを構築し、更に、発展させてゆくには、下記事項について検討する必要がある。

### (1) システム化推進部門の設置

先ず第一に、中国專利局におけるシステム化を強力に推進してゆく為に、強力な権限を与えられたシステム化の推進部門を早急に設置する必要がある。特に、その推進部門の長たる最高責任者には、全局的な見地から意思決定を下すことのできる権限と責任とを与えるべきである。

### (2) 法律・内部規則の整備

システム化を推進してゆく上で、システム化推進部門並びにこれに属する全ての職員の活動を正当化する為に必要となる法律や專利局内の内部規則あるいは組織を事前に整備すべきである。更に、本計画を具体化し、実行してゆく過程で必要となってくる規則や組織についても、随時、整備してゆくことが重要である。

### (3) 資料管理体制の整備

特許情報検索システムを有効に機能し得るものとする為には、その前提条件である資料管理体制を整備することが重要である。資料管理は、国内外の特許情報の収集に始まり、翻訳、分類・整理、蓄積に至る過程であるが、これが迅速かつ円滑に進まなければ、特許情報検索システムを有効に利用することはできない。ここで、資料管理体制の整備として次の事項を行う必要がある。

- (a) 国内外の特許情報の入手経路の整備
- (b) 翻訳要員の確保
- (c) データ入力要員の確保
- (d) データ入力計画の立案
- (e) データの状態の把握および改善

### (4) 要員育成

特許情報検索システムの開発は、これを運用および活用する側が積極的に参画し、主体的に進めるべきである。この為には、システム化推進部門に所属する全ての要員の育成が急務であ

る。特に、推進部門の中で核となる要員の育成は急がなければならない。また、特許情報検索システムは、今後、継続して発展しつづけてゆくものであるから、常に新しい要員の育成が必要となる。この点で、教育システムの導入は不可欠である。

更に、これらの職員は、全局的な見地から特許情報検索システムのあるべき姿をとらえ、システムに関する意思決定を行えるよう教育されることが望ましい。

#### (5) 開発部門と運用部門の相互協調

特許情報検索システムを構築し、更に発展させてゆく為には、システムの開発や保守を担当する開発部門とシステムの運用を担当する運用部門とが、相互に協調し合って業務を進めてゆくことが必要である。

#### (6) ソフトウェア（ユーザプログラム）開発の重要性

一般に、情報処理システムを構築する際には、ユーザプログラムの開発に多数の要員の投入が要求される。しかし、通常、ユーザプログラムはメーカから提供されるものではなく、ユーザが自ら開発しなければならない。この点は、特許情報検索システムについても例外ではない。従って、開発要員に対する教育は、特許情報検索システムの開発における重要な要素の一つである。

#### (7) 特許情報検索システムの拡張

特許情報検索システムが、中国特許行政の近代化に資するものとなってゆく過程では、システムの機能、データ、サービス地域の拡張が必要不可欠である。しかし、本開発計画で述べたシステム構成は、特許情報検索システム構築の第一段階として、実用性のある最小限のシステム構成である。従って、今後、システムの拡張が必要となる段階では、システムの効果的な拡張方法に関して、システム化推進部門が中心となり、検討してゆくことが必要である。特に、全国へのオンライン検索サービスについては、中国内の通信回線の整備状況を考慮して検討することが重要である。

#### (8) 特許情報検索システムの在り方

特許情報検索システムが、中国特許行政近代化に資するものとなってゆく為には、システム化担当部門の尽力はもとより、システムを利用するユーザ（審査官、公衆）の協力が必要不可欠である。この点で、ユーザはシステム化の推進基盤といえる。そこで、特許情報検索システムは、可能な限りユーザの意見が盛り込まれた、ユーザに対して開かれた存在であることが必要となる。

## 第 10 章 添付資料



## 第 10 章 添 付 資 料

### 目 次

	頁
10.1 実施細則 .....	241
日 本 文 .....	241
中 国 文 .....	249
10.2 本格調査団員構成 .....	257
10.3 本格調査メモランダム .....	258
日 本 文 .....	258
中 国 文 .....	259
10.4 報告書説明団員構成 .....	260
10.5 報告書説明に係る議事録 .....	261
日 本 文 .....	261
中 国 文 .....	262
10.6 主たる面談者 .....	263



## 第 10 章 添 付 資 料

### 10.1 実 施 細 則

日 本 文

中 華 人 民 共 和 国

特 許 情 報 検 索 シ ス テ ム 開 発 計 画 調 査 実 施 細 則

日 本 国 国 際 協 力 事 業 団

中 華 人 民 共 和 国 専 利 局

この実施細則は下記の二機関により合意されるものである。

日 本 国	国 際 協 力 事 業 団
中 華 人 民 共 和 国	専 利 局

この実施細則は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1985年1月18日

日 本 国

国際協力事業団

調 査 団 長

鈴木孝男

鈴木孝男

中華人民共和国

専 利 局

文献服務中心主任

楊采良

楊采良



日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき特許情報検索システム開発計画調査の実施を決定し、1985年1月18日 本計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

中国専利局は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

1985年1月18日、日本国政府が中華人民共和国政府へ発した口上書、及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と中華人民共和国中国専利局は協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当たって両国政府がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

## 1. 協力の内容及び範囲

(1) 日本側は中国側と協力して本計画について技術的、財務的実行可能性調査を実施する。

具体的には、特許法の円滑な実施と特許情報の利用の普及を図るため、内外の特許情報を収集・整備し、特許審査員と公衆に対する特許情報の検索サービスを提供することを目的とした特許情報検索システムの開発計画を策定するものである。

(2) 日本側は本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ技術移転を行う。

(3) 調査対象機関

対象機関 : 中国専利局

## 2. 調査の内容

調査は中国における現地調査と日本における国内調査より構成される。

(1) 現地調査においては、主として以下の業務を行う。

①中国専利局における情報処理及び情報処理関連産業に関する現状分析と将来動向の把握

②特許業務の現状分析

(i) 組織及び機能

(ii) 特許情報の保有・整理状況

- (iii) 特許の申請件数の見通し
  - (iv) 特許事務の現状
  - (v) 特許情報の利用実態
  - (vi) その他関連事項(システム開発要員状況等)
  - ⑨コンピュータ・ハードウェアに関する調査
  - ⑩中国 専利局における特許情報処理システムにおける現状及び将来構想
    - (i) 組織及び機能
    - (ii) 特許情報の利用の将来計画
    - (iii) その他関連事項
- (2) 日本国における国内調査においては、中国における現地調査の結果を踏まえ、以下の項目について検討、分析を行ない本計画をとりまとめる。
- ①特許情報検索システムの機能と内容
  - ②ハードウェアの構成
    - (i) コンピュータ・ユニット
    - (ii) 設置場所
    - (iii) 付帯設備(空調、フリーアクセス等)
    - (iv) 付属備品
  - ③ソフトウェアの構成
    - (i) ベーシックソフトウェア
    - (ii) アプリケーションソフトウェア
  - ④開発スケジュール
  - ⑤教育・訓練計画
  - ⑥所要資金計画
  - ⑦実施上の留意点

### 3. 調査期間及び工程

- (1) 調査の期間は別表1のとおり、1985年3月から1985年10月までのおおむね8ヶ月間とする。
- (2) 調査の工程はおおむね以下のとおりである。
  - ①現地調査を1985年3月下旬までに終了する。
  - ②1985年10月中旬を目途に本計画の最終取りまとめを行なう。

#### 4. 報告書

国際協力事業団は下記の日本語による報告書を中国專利局に提出する。

- (1) 現地調査報告書 (各10部)  
現地調査終了時に提出する。
- (2) 最終報告書(案) (各10部)  
特許情報検索システム開発計画案を内容とするもので、1985年7月上旬に提出する。
- (3) 最終報告書 (各30部)  
最終報告書(案)に対する中国專利局の意見を受けた後、2ヶ月半以内に提出する。

#### 5. 中華人民共和国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置を取る。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれらに係る全ての経費負担
  - (2) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の提供及び宿舍のあつせん(但し、調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舍の無償提供)
  - (3) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
  - (4) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車輛及び船艇等の手配(但し、通常の方法で借上げが困難な車輛及び船艇等については運転手等を含め無償提供)
  - (5) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担
  - (6) 現地調査のために必要な諸許可の手続きの実施
  - (7) 調査のために必要な資料及び情報の提供
  - (8) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
  - (9) 現地調査期間中の調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
  - (10) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
  - (11) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
  - (12) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
  - (13) その他軽微な資機材等一部経費の負担
  - (14) 調査対象機関における調査協力体制の整備
- (1)局長クラスをヘッドとした「システム開発委員会」を設置し、調査の円滑な実施に必要な協力を行うこととする。

②「システム開発委員会」は、調査団の訪中までに2.(1)①及び②に関連する事項についての資料を整理しておくこととする。

6. 日本側がとるべき措置

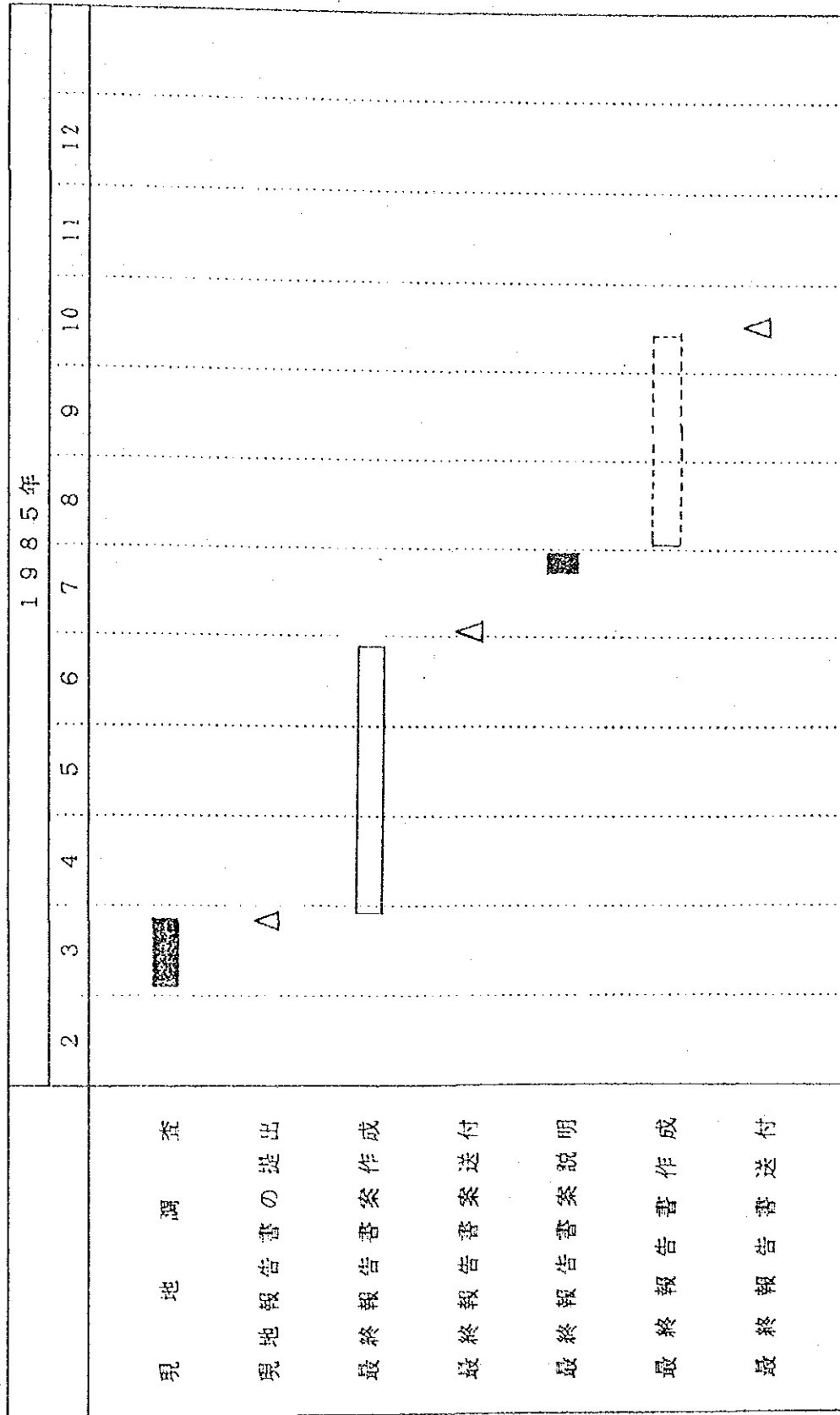
日本側は調査に当つて以下の措置をとる。

- (1) 日本側は調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担(上記5(2)、(4)の中国側が負担する場合を除く。)
- (2) 日本から持ち込む資機材の日本から中国までの往復輸送費の負担
- (3) 上記4の報告書の提出

7. 本実施細則に定めていない事項については本調査期間中両者協議して定めるものとする。

別表 1

調査期間及び工程(予定)





中 国 文

中 华 人 民 共 和 国

专 利 情 报 检 索 系 统 开 发 计 划 调 查 实 施 细 则

中 华 人 民 共 和 国 专 利 局

日 本 国 际 协 力 事 业 团

此实施细则是由下列两个单位一致同意的

中华人民共和国专利局

日本国际协力事业团

此实施细则经下列二人签字而确认

一九八五年一月十八日

中华人民共和国

专利局

文献服务中心主任

杨采良

杨采良

日本国

国际协力事业团

调查团长

铃木孝男

鈴木孝男



日本政府根据中华人民共和国的建议，决定对中国专利情报检索系统开发计划进行调查，并于一九八五年一月十八日与中华人民共和国政府就上述计划调查的实施交换了照会。

日本国际协力专业团为日本政府进行技术合作的执行机构，将按照日本国现行法律和规章进行调查。

中国专利局是中华人民共和国政府进行本调查的执行机构，将按照中华人民共和国的现行法律和规章，负责中国有关部门间的协调工作，并与日本国际协力专业团派遣的调查团进行合作，以便顺利地实施本调查。

一九八五年一月十八日，根据日本国政府致中华人民共和国政府的照会和中华人民共和国政府对照会的复照，日本国际协力专业团和中国专利局对合作的内容、范围、调查日程以及两国政府为推进本项合作应采取的具体措施等问题，特制订本实施细则：

### 1、合作的内容及范围

(1) 日方与中方合作，对本计划进行技术上、财务上的可行性进行调查。

具体地说，为谋求专利法顺利实施和专利情报的普及利用而进行收集和整备国内外专利情报，以便向专利审查员和公众提供专利情报检索服务，因此，制定专利情报检索系统的开发计划：

(2) 在进行本项目的调查过程中，日方将进行实地考察，向中国方面参加调查的专业人员传授技术。

(3) 调查对象机关

对象机关：中国专利局

## 2、调查内容

本调查包括在中国的现场调查和在日本国内的调查。

(1) 现场调查主要进行以下工作：

① 分析、了解中国专利局的情报处理及与情报处理有关产业的现状和未来的动向。

② 分析专利工作现状

(I) 组织及其作用

(II) 专利情报的拥有和整理状况

(III) 预测专利申请件数

(IV) 专利工作现状

(V) 专利情报利用现状

(VI) 其它有关事项(系统开发工作人员情况等)

③ 调查有关计算机部件

④ 中国专利局的专利情报处理系统的现状及将来的设想。

(I) 组织及其作用

(II) 专利情报利用的远景计划

(III) 其它有关事项

(2) 在日本国内调查，将根据中国现场调查的结果，对以下的项目进行研究、分析，归纳出本计划。

① 专利情报检索系统的作用和内容

② 计算机部件构成

(I) 计算机部件

( II ) 设置场所

( III ) 附加设备 ( 空调、活动地板等 )

( IV ) 附件

③ 计算机软件构成

( I ) 基本软件

( II ) 应用软件

④ 开发程序

⑤ 教育、培训计划

⑥ 所需资金计划

⑦ 实施上的注意事项

3、调查日期和程序

( 1 ) 调查日期如附表 1, 从 1985 年 3 月至 1985 年 10 月, 约八个月

( 2 ) 调查程序大致如下:

① 现场调查于 1985 年 3 月下旬结束。

② 1985 年 10 月中旬进行本计划最后汇总。

4、报告书

国际协力事业团向中国专利局提交以下日文报告书

( 1 ) 现场调查报告书 ( 各 10 份 )

现场调查结束时提交

( 2 ) 最终报告书 ( 草案 ) ( 各 10 份 )

以专利情报检索系统开发计划万策为内容, 于 1985 年 7 月上旬提交

( 3 ) 最终报告书 ( 各 3 0 份 )

接到中国专利局对最终报告书 ( 草案 ) 的意见后, 2 个半月内提交。

5、中国方面应采取的措施

为了使现场调查顺利进行, 中万将根据中华人民共和国现行法律和规章, 采取以下措施:

( 1 ) 配备中万专业人员、行政人员和作业工人, 负责上述人员与调查工作有关的全部经费。

( 2 ) 在进行现场调查时, 无偿提供必要的工作场所以及桌、椅等物品, 安排调查团成员的宿舍 ( 如在调查现场, 难以用通常租赁方法解决宿舍时, 则由中万无偿提供宿舍 )。

( 3 ) 为进行现场调查, 无偿配备所需翻译人员。

( 4 ) 为进行现场调查, 联系飞机、火车、车辆及船舶等交通工具 ( 如用通常租赁方法难以解决车辆和船舶时, 则由中万无偿提供交通工具和司机 )。

( 5 ) 为进行现场调查, 提供中国国内电话设备并负担其相应的费用。

( 6 ) 办理现场调查所必须的各种批准手续。

( 7 ) 提供和调查项目有关的信息和资料。

( 8 ) 允许日方人员将和调查项目有关的资料由中国送回日本。

( 9 ) 负责为现场调查期间生病或受伤的调查团员安排医院进行治疗。

( 10 ) 保障调查团成员在现场调查期间的安全。

( 11 ) 负担从日本带进中国的资料、器材在中国国内的运费。

(12) 负担从日本带进中国的资料和器材的入关和出关手续。

(13) 负担其它轻微的资料和器材等部分经费。

(14) 健全调查对象机关的合作体制。

① 设置以局长级人员为首的“系统开发委员会”，协助顺利进行调查。

② “系统开发委员会”直至调查因访半期，专先准备对2(1)①及②等项的有关资料。

6、日方应当采取的措施

日方根据调查的需要采取以下措施：

(1) 负担日方调查团成员的技术费、国际旅费、现场调查期间的食宿费，中国境内交通费及医疗费等各项经费（上述5条(2)、(4)款中规定甲方负担的部分除外）。

(2) 负担从日本带进中国的资料和器材从日本至中国之间往返运费。

(3) 提交上述第4条规定的报告书。

7、本实施细则中未规定的争项，由双方在进行调查期间另行商定。

调查时间及程序 (予定)

附表 I

		1985年											
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
现场	调查		■										
	提交现场报告书草案		△										
	寄出最终报告书草案			▬									
	退还最终报告书草案					△							
	最终报告书草案的说明						■						
	写出最终报告书							▭					
	退还最终报告书									△			

## 10.2 本格調査団員構成

### 中華人民共和国特許情報検索システム開発 計画調査（本格調査）3月7日～3月26日

氏名	所属	担当
神野 真	(財)日本特許情報センター システム部長	団 長
吉田 豊 磨	通商産業省特許庁 審査2部 調整課長	特 許 行 政
唐 沢 勇 吉	通商産業省特許庁 総務部国際協力官	特 許 行 政
岡 田 裕 司	(財)日本特許情報センター システム部 電子計算機課長	導 入 計 画
谷 合 教 男	(財)日本特許情報センター システム部 開発課	特許情報管理
芳 賀 順 幸	(財)日本特許情報センター システム部 電子計算機課	ハードウェア
藤 城 享	(財)日本特許情報センター システム部 開発課	システム分析
喜多村 裕介	国際協力事業団 鉱工業計画調査部 工業調査課	業 務 調 整

10.3 本格調査メモランダム

日 本 文

メ モ ラ ン ダ ム

日本国国際協力事業団は、中華人民共和国専利局とが1985年1月18日に取り  
かわした『中華人民共和国特許情報検索システム開発計画実施細則』に基き、神野眞  
団長をはじめとする現地調査団を1985年3月7日から3月26日まで派遣した。  
調査期間中調査団は中華人民共和国側と友好的かつ真摯に協議を重ね、この結果に基  
き現地調査報告書を取りまとめ、1985年3月25日中華人民共和国専利局に10  
部を提出した。中華人民共和国専利局は日本側調査団の労を讃えるとともに、現地調  
査報告書の内容について基本的に同意した。

1985年3月25日

中華人民共和国専利局

文献服務中心主任

楊 采 良

楊 采 良

日本国国際協力事業団

中華人民共和国特許情報検索

システム開発計画

調査団団長

神 野 眞

神 野 眞



# 备忘录

日本国国际协力事业团，根据1985年1月18日同中国专利局签订的《中华人民共和国专利情报检索系统开发计划实施细则》，于1985年3月7日至3月26日，派出了以神野真为团长的现场调查团。

调查期间，调查团同中方进行了友好、诚挚的协商，根据协商结果，写成了现场报告书。于1985年3月25日向中华人民共和国专利局提交了10份。

中华人民共和国专利局，在赞扬日本调查团付出了辛勤劳动的同时，基本同意调查报告书中的内容。

1985年3月25日

中华人民共和国专利局  
文献服务中心主任：

杨采良

日本国国际协力事业团  
中华人民共和国专利情报  
检索系统开发计划调查团团长：

神野真

#### 10.4 報告書説明団員構成

### 中華人民共和国特許情報検索システム開発 計画調査（報告書説明）

7月22日～7月28日

氏名	所属	担当
神野 真	(財)日本特許情報センター システム部長	団 長
橋本 虎之助	通商産業省特許庁 総務課課長補佐	特 許 行 政
岡田 裕司	(財)日本特許情報センター システム部電子計算機課長	導 入 計 画
谷合 教男	(財)日本特許情報センター システム部	特許情報管理
大木 勝雄	国際協力事業団 鈹工業開発協力部 鈹工業開発技術課 課長代理	技術協力計画
喜多村 裕介	国際協力事業団 鈹工業計画調査部 工業調査課	業 務 調 整

10.5 報告書説明に係る議事録

日 本 文

中華人民共和国特許情報検索システム開発  
計画調査（報告書説明）に係る議事録

1. 中華人民共和国特許情報検索システム開発計画調査団は、1985年1月18日署名の「中華人民共和国特許情報検索システム開発計画調査実施細則」に基づき、1985年3月7日から同年3月26日まで現地調査を実施した。
2. 上記調査団は、1985年7月22日から7月28日まで中華人民共和国を訪問し、上記調査に基づき作成した報告書（案）に関する説明を中国側関係者に行った。
3. 中国側は、日本側調査団の労を讃え、感謝の意を表明した。
4. 主たる変更点は下記の通りとし、その他の事項については細かな字句の修正等を除き報告書（案）通りとすることで双方同意した。

記

日本側調査団としては、第1期システムにおけるオンラインシステムは中国專利局内に限るべきものと判断するものであるが、中国側の要望により北京から地方へのオンライン検索を試行的に可能とするための通信制御装置を第1期システムの中に組み入れることとする。

1985年7月27日

日本国国際協力事業団  
中華人民共和国特許情報検索  
システム開発計画調査団団長

神野 眞

神野 眞

中華人民共和国專利局  
文献服務中心主任

楊采 良

楊采良

# 关于中华人民共和国专利情报检索系统 开发计划调查(报告书说明) 会谈纪要

1. 中华人民共和国专利情报检索系统开发计划调查团,按照1985年1月18日签署的“中华人民共和国专利情报检索系统开发计划实施细则”,自1985年3月7日至3月28日进行了现场调查。
2. 上述调查团自1985年7月22日至7月28日访问了中华人民共和国,就根据上述调查产生的报告书(草案)向中国方面有关人员进行了解说。
3. 中国方面对日本调查团的工作给予赞扬并致以谢意。
4. 主要的变更内容记载如下,其他事项除个别的文字修改外,双方一致同意报告书(案)所述的内容。

## 记

日本调查团认为第一期系统中的联机检索系统仅应限于中国专利局之内,但根据中国方面的要求,拟定:为使从北京向外省市的联机检索得以试验性地实施,将有关通信控制装置并入第一期系统中。

1985年7月27日

日本国际协力事业团  
中华人民共和国专利情报检索系统  
开发计划调查团团长

神野 真

神野 真

中华人民共和国专利局  
文献服务中心  
主任

杨采良 杨采良

1985. 7

10.6 主たる面談者

氏名	所	属	
黄 坤 益	中国専利局	局 長	
戈 泊	中国専利局	副 局 長	
楊 采 良	中国専利局	文献服務中心	主 任
王 玉 華	中国専利局	文献服務中心	副主任
林 炳 輝	中国専利局	系統開発処	副処長
蔣 耀 坤	中国専利局	系統開発処	副処長
李 長 毅	中国専利局	系統開発処	
刘 望 月	中国専利局	系統開発処	
王 微	中国専利局	系統開発処	
楊 秀 芝	中国専利局	系統開発処	
楊 壹 峰	中国専利局	系統開発処	
東 学 魁	中国専利局	国 際 処	翻 訳
王 元	中国専利局	文献服務中心	翻 訳





